

# 熊本県公報

第 1 1 3 8 7 号  
平成 18 年 3 月 29 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( " ) 1
○道路の供用開始	(道路総務課) 2
○熊本県訓練手当支給要項の一部改正	(職業能力開発課) 2
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課) 6
<b>公 告</b>	
○団体営土地改良事業施行の適否決定	(農村計画課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 354 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 18 年 3 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田丙字平原 711 の 1、711 の 3 から 711 の 5 まで
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定 施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第 355 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 3 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字嶽野 3969 の 1 から 3969 の 4 まで、3969 の 5（次の図に示す部分に限る。）、3969 の 6、3969 の 7、3969 の 8（次の図に示す部分に限る。）、3969 の 9 から 3969 の 14 まで、3970 の 1、3970 の 2、3970 の 3（次の図に示す部分に限る。）、3970 の 4、3970 の 6 から 3970 の 21 まで、3970 の 23、3970 の 24 から 3970 の 28 まで、3971 の 1 から 3971 の 3 まで、3971 の 6 から 3971 の 8 まで、3971 の 10、3971 の 13 から 3971 の 17 まで、字中ノ原 4057、4109 の 1 から 4109 の 3 まで、4109 の 4（次の図に示す部分に限る。）、4109 の 5 から 4109 の 7 まで、4113 の 2（次の図に示す部分に限る。）、4113 の 15、4113 の 17、4113 の 18、4113 の 99 から 4113 の 101 まで、4113 の 103、4113 の 104、4113 の 111 から 4113 の 117 まで、4113 の 120、4113 の 122 から 4113 の 126 まで、4113 の 128 から 4113 の 140 まで、4113 の 142、4113 の 147（次の図に示す部分に限る。）、4113 の 149、4113 の 150、4113 の 152 から 4113 の 160 まで、4113 の 169、4156 の 27、4156 の 29 から 4156 の 31 まで、4158 の 1 から 4158 の 4 まで、4158 の 6、4158 の 8、4158 の 10、4172 の 2、4172 の 3、字小平 4449 の 2、4449 の 11、4449 の 12、4449 の 14、4449 の 15、4449 の 18、4449 の 19、4449 の 21 から 4449 の 24 まで、4449 の 27 から 4449 の 30 まで、4449 の 32、4449 の 33、4449 の 35 から 4449 の 37 まで、4449 の 39 から 4449 の 44 まで、字堂迫 4451 の 2、4451 の 8 から 4451 の 12 まで、4451 の 14 から 4451 の 18 まで、4451 の 21 から 4451 の 28 まで、4451 の 35、4456 の 9 から 4456 の 12 まで、4456 の 14、4456 の 18、4456 の 22、4456 の 24、4456 の 25、4456 の 27 から

- 4456 の 47 まで、4456 の 49、4456 の 50（次の図に示す部分に限る。）、4456 の 55 から 4456 の 57 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 356 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成 18 年 3 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。  
 平成 18 年 3 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	金山樫野線	荒尾市樺字裏毘沙門  同字  819 番 11 地先から  819 番 7 地先まで	43.5	24 条工事

- 2 供用開始する期日 平成 18 年 3 月 30 日

**熊本県告示第 357 号**

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
 平成 18 年 3 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項  
 熊本県訓練手当支給要項（昭和 62 年熊本県告示第 277 号の 2）の一部を次のように改正する。  
 第 4 条第 3 項の表を次のように改める。

級 地	金 額	
1 級地	4,310 円	ただし、手当支給対象者が 20 歳未満である場合は、3,530 円とする。
2 級地	3,930 円	
3 級地	3,530 円	

- 第 10 条第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。
- 2 前項の申請書の提出を受けた職業能力開発施設の長は、申請書の申請内容を訓練手当支給調書（別記第 4 号様式）に取りまとめ、前項の申請書に添付して原則 7 日までに知事に提出しなければならない。  
 別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 1 0 条関係)

訓練手当支給申請書 ( 年 月分)

熊本県知事 様

平成 年 月 日

住所

氏名

印

(記名押印又は署名)

訓練手当の支給を受けたいので、熊本県訓練手当支給要項第 1 0 条の規定により次のとおり申請します。

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
訓練が行われなかった日	日	
訓練を受けなかった日	①やむを得ない理由による日	日
	①のうち疾病又は負傷により連続して 14 日を超えた日	日
	②やむを得ない理由のない日	日
訓練を受けた日	日	
家族と別居して寄宿していない日	日	

基本手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
受講手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
通所手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円
寄宿手当	日 数	日
	月 額	円
	金 額	円

合計額
円

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式(第10条関係)

訓練手当支給調書 ( 年 月 分)

年 月 日

熊本県知事 様

No	訓練科	氏名	訓練期間	訓練が行われなかった日	訓練を受けなかった日	家族と別居して寄宿していない日	備考	内訳												合計
								基本手当		受講手当		通所手当		寄信手当						
								日額	日数	金額	日額	日数	金額	月額	日数	金額	月額	日数	金額	
1			年月日~年月日																	
2			年月日~年月日																	
3			年月日~年月日																	
4			年月日~年月日																	
5			年月日~年月日																	
6			年月日~年月日																	
7			年月日~年月日																	
8			年月日~年月日																	
9			年月日~年月日																	
10			年月日~年月日																	
11			年月日~年月日																	
12			年月日~年月日																	
13			年月日~年月日																	
					合計															
						人														

上記の事項に誤りがないことを証明します。  
 平成 年 月 日  
 (施設名称、所在地)  
 公共職業能力開発施設の長 印

## 附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日以前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

## 熊本県告示第 358 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県天草地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称  
二級河川単独水系広瀬川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
広瀬川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
天草市本渡町本戸馬場字中村 3247 番 1 地先から天草市本渡町本戸馬場字中村 2935 番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 天草市 代表者 天草市長職務執行者 西村武典  
天草市東浜町 8 番 1 号
- 5 管理の内容  
(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
平成 18 年 3 月 8 日から道路の存続する日まで

## 公 告

## 熊本県公告第 237 号

高森町長藤本正一から協議のあった坊ヶ平地区土地改良事業（農用地の保全）の施行については、平成 18 年 3 月 20 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 3 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
坊ヶ平地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 18 年 3 月 30 日から平成 18 年 4 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
高森町役場